

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程（規程第4号）

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「この法人」という。）定款第17条及び第36条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び顧問と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、通勤手当及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、期末手当を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員（国及び地方公共団体退職者を除く。）の任期に応じ退職手当を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員の報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

- 2 常勤役員に対する期末手当の額は、鹿児島県の知事及び副知事の期末手当支給条例(昭和26年3月30日条例第21号)を準用し、算出した額とする。
- 3 常勤役員に対する退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の報酬月額の100分の12.5に相当する額に、その者の役員となった日の属する月から退職又は死亡の属する月までの引継いだ在职期間を勤続期間とし、その勤続期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
- 5 非常勤役員、評議員及び顧問に対する報酬は、別表2の「非常勤役員、評議員及び顧問の報酬」に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤役員の報酬等の支給については、別に定める職員給与規程（規程第5号）の適用を受ける職員の例による。

- 2 非常勤役員、評議員及び顧問の報酬等については、会議等の出席等、必要の都度、支払うものとする。

(旅費の支給)

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行に必要な費用の弁償として旅費を支給し、その支払いについては、別に定める職員旅費規程（規程第6号）の適用を受ける職員の例による。

(通勤手当の支給)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その支払いについては、別に定める職員給与規程（規程第5号）の適用を受ける職員の例による。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表1「常勤役員の報酬月額」

号給	報酬月額
1	330,000円
2	350,000円
3	370,000円
4	390,000円
5	410,000円
6	430,000円

別表2「非常勤役員、評議員及び顧問の報酬」

職名	区分	報酬日額
理事・監事・評議員・顧問	会議出席等の都度	15,000円
監事(公認会計士又は税理士)	監事監査の都度	50,000円
監事(上記以外の場合)		15,000円

注記 ただし、公務員には支給しない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(施行期日 平成25年4月1日)